



〈参考資料〉神戸市域の中世：荘園制を「ものさし」にして考える[地域の歴史の見方 中世](第5回「まちづくり地域歴史遺産活用講座」試行プログラム(2011.9.18-19実施)テキスト)

市澤, 哲

---

(Citation)

地域歴史文化の育成支援拠点としての国公立大学：地域歴史遺産の保全・活用と防災, 平成23年度特別研究プロジェクト 国公立大学フォーラム:73-80

(Issue Date)

2011-12-11

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003733>



## 1. 荘園制とは？－12～14世紀の荘園制－

### (1) 荘園制のイメージ

荘園領主A (例えば天皇家)	－	荘園 a (例えば播磨国国衙領)
荘園領主B (例えば摂関家)	－	荘園 b (例えば薩摩国島津荘)
荘園領主C (例えば東大寺)	－	荘園 c (例えば摂津国長洲荘)
荘園領主D (例えば祇園社)	－	荘園 d (例えば播磨国広峯神社)

→都市(京都、奈良、鎌倉など)に住む荘園領主と地方の荘園を一対一でとらえるイメージ。このイメージを拡大すると、日本列島が、完結した支配領域としての荘園・公領(播磨国国衙領、薩摩国島津荘、摂津国長洲荘、播磨国広峯神社…)に分割されたイメージに。

### (2) なぜこのようなイメージがもたれるのか？

・史料の残り方と研究史に原因がある。かつての荘園制研究は「〇〇荘の研究」という枠組みで、進められた。また、このような研究では、荘園領主と現地の荘民の対抗関係が基軸にされることが多かった。こうして、荘園一つ一つが完結した世界とイメージされることになった。

### (3) 荘園制の考え方

・戸田芳実氏は、荘園制を都市に集住する荘園領主(王家、貴族、寺社)が、地方を集団的に支配する仕組みであると規定。個別的な荘園研究の問題点を指摘。

⇒荘園制は荘園一つ一つを見ていてもわからない。荘園が総体として支配され維持される仕組みこそが荘園制！

## 2. 荘園制のなかでの神戸市域の特色

### (1) 荘園の比重が高い(地図1、2参照)

・西摂津、東播磨には多くの荘園が設定され、国衙領が残らない傾向(一般的には、一国の国衙領と荘園の比率は半々と考えられている)。

→京都、奈良に集住する荘園領主の「膝下の直轄地」という特色をもつ。

### (2) 平氏の登場以来、西国支配の拠点としてしばしばブロック化される

・平氏勢力圏の構想

西は加古川流域(下流:五箇荘=清盛領、中流:在田荘=頼盛領、)

北は湯山街道(山田荘=清盛領、三木市這田=平家没官領?)

東は八田部郡(清盛が検注)、平家と同盟関係にある多田氏勢力圏

→加古川と湯山街道で囲まれ、福原と二つの遷都候補地(小屋野、印南野)を含む、西摂津・東播磨が平氏勢力圏(福原だけで平氏領は語れない)。

→特色：西への交通路を押さえる（加古川、湯山街道、兵庫津）

・その後の東播・西摂津ブロック

鎌倉幕府による解体→鎌倉末期に西側の一部復活→室町時代には解体→豊臣秀吉期にブロック化（港湾）

→なぜこのような変遷をたどるのか？

東播・西摂津ブロック＝京都から九州西国を支配するための前線基地としての意味を持つ。京都の政権が中国・朝鮮を含む西国方面を意識したとき、この地域はブロック化され、一体として前線基地の役割を果たすことが求められる。

⇒個々の荘園を越えたこの地域の特殊な役割があった。

### 3. 荘園制の変質と存続（1）－ 15 世紀の荘園支配の変化

#### (1) 14 世紀までの荘園制

・職の体系に基づく支配

【本所（荘園領主）－領家－預所】－【下司（在地領主）】

#### (2) 代官請負による支配

・14 世紀から、荘園領主が荘園の年貢の納入を代官に委ねる、代官請負制が増加。

本所（荘園領主）－代官

・代官につくのは、守護、守護被官（地頭）、金融業者であるが、次第に現地を押さえる守護、守護被官系の代官が年貢を滞納。

・しかし、守護、守護被官は年貢を滞納しながらも、荘園領主に代官に任命されることを求める。その理由として、以下のようなことが考えられ。

①荘園領主が別の代官を任命することによるトラブルを避けるため。

②地域の諸勢力に対して、この荘園が自分のテリトリーに属することを明示するため。

⇒ 15 世紀、都市に集住する貴族や寺社などの荘園領主は実質的な支配力を失ったが、荘園制の枠組みは、地域で力を伸ばす守護や守護被官の領域支配の「標識」という新たな意味をまとって、生き続ける。

しかし、荘園という枠組みとは別に、地域の権力が領域支配の秩序を、独自に打ち立てることができれば、荘園という枠組みは不必要になる。

#### 4. 荘園制の変質と存続（2）－ 15世紀、新しい「村」の登場

##### (1) 荘園内部に「村」が登場

・ 15世紀半ば 例：都賀荘（地図3）／山田荘（地図4）

##### (2) 「村」の構造（山田荘）：天文14年11月20日下谷上村年寄衆連署置文（坂田文書）

史料①

謹んで辞す永代立ち合ひ山の事  
 右、多城と大柵比山、先年より、上谷上村と当村立  
 ち合ひ別儀無きのところ、若衆共とかく申すと雖  
 も、上様より御糺明として、先年の有り様仰せ出さ  
 れ候上は、末代において、立ち合ひ山の木切り取り  
 申すべきところ、紛れ有るまじく候者也、よつて後  
 日のため、年寄りとして、加判一筆の状、件の如し、  
 下谷上村年寄判形衆

天文拾四年乙十一月廿日 芝床甚三良（略印）  
 中上四郎兵衛（略印）  
 皆森永光入道（花押） 天野屋拾兵衛（略印）  
 橋元久良左衛門（略印）  
 砂河三良左衛門（略印）  
 上谷上村年寄中  
 参る

山田荘内の上谷上村と下谷上村が山争い→下谷上村では、「若衆」と「年寄」の意見が対立したが、「年寄」は上谷上村の「年寄中」と和解。「若衆」・「年寄」といった年齢階梯組織をもち、地域秩序の担い手となる「村」＝惣村の成立

##### (3) 「村」と荘園（都賀荘）：元亀2年4月29日大土ヶ平山掟（天城文書）

史料②  
坂大  
季頼（花押）

一大土か平山の儀、篠原村付けたり山田村  
 八幡村・高羽村、川原村、大田村、この諸村中  
 申し合わせをなし、はやし申すところ実正明白  
 なり、然らば、三ヶ年の間、下草以下まで停止  
 せしむるところなり、  
 四至（東は小池通り、西は篠原山）を限る、  
 （南は林ヲ、北はしやれかかタヲ）限る、  
 右この山の儀に付き、掟を破り、小木たりと雖も  
 切り取る者においては、過錢三百三十文出すべき  
 ものなり、兎角異儀に及び候はば、惣中として理  
 不尽に御成敗有るべきもの也、よつて定めるとこ  
 ろ、件の如し、  
 元亀二年卯月廿九日 若満  
 川原村 山田 秀（花押）  
 公文大夫（花押） 左衛門二郎大夫（花押）  
 風佐  
 同 二郎大夫（略押） 家長（花押）  
 八幡  
 同 大郎三郎（花押） 二郎兵衛（略押）  
 （次へ続く）



	(続き)
同	衛門三郎 (略押)
同	儀大夫 (略押)
同	たかう
同	孫三郎大夫 (略押)
同	若大夫 (略押)
同	若大夫 (略押)
同	林橋右
同	大郎大夫 (略押)
	頼重 (花押)

掟に従わない者は、「惣中」が処罰する→村々の争いを解決する荘の枠組み＝「惣荘」  
 淡河荘の三津田村と山田荘の山争いにおいては、淡河荘全体が三津田村を支援し、「播州淡河庄御百姓等」が山田荘と争う主体となる→他の「惣荘」と争う「村」連合としての「惣荘」。

⇒「村」の成長と荘園の枠組みは矛盾しない。神戸市域（東部、北部）では近世まで「惣荘」の枠組みが生き残る。

## 5. 惣村・惣荘の担い手—中世後期の神戸市域の特色—

### (1) 「土豪」「地侍」

- ・史料②の掟に署名した人物＝都賀荘内に生まれた新しい「村」（篠原村以下）を基盤として成長してきた「地侍」「土豪」たち（例；若林満秀）  
 なかでも「花押」をすえた人物は、都賀荘を代表する存在であったとも考えられる。

### (2) 中世後期の地域秩序の担い手

- ・守護や守護代は任国の「国人」らを編成して軍勢を組織する。  
 神戸市域に関わる「国人」；東は河原林氏（摂津国豊島郷、芦屋に鷹尾城築城）、西は衣笠氏（端谷城）や明石氏（播磨国明石郡が拠点、伊川荘の又代官）。神戸市の中心部には「国人」の存在が確かめられない。
- ・16世紀初頭河原林正頼が鷹尾城を築城。これに関する『不問物語』の記述は興味深い。鷹尾城を含む「灘太五郷」の地は「本ハ本所領ニテ守護代ニモ不随、侍之数及千人、自然ト勢ヲ揃時ハ三四千人モ打寄在所也」＝国人不在。
- ・外部から国人が入ることに対して、「鷹尾ニ城ヲ被構バ、定而地下人色々煩ハシキ事共有ナント思ひ、灘太郷内本城（本庄カ）ト云在所ト西宮トハ多年中悪テ、動ハ取合ケルガ、俄ニ口入出来テ中ヲナヲリケリ」、地侍が惣荘を連合させ対抗する。

⇒神戸市域の大半は、守護の軍事行動の基礎となる「国人」不在、村や荘園を基盤にした

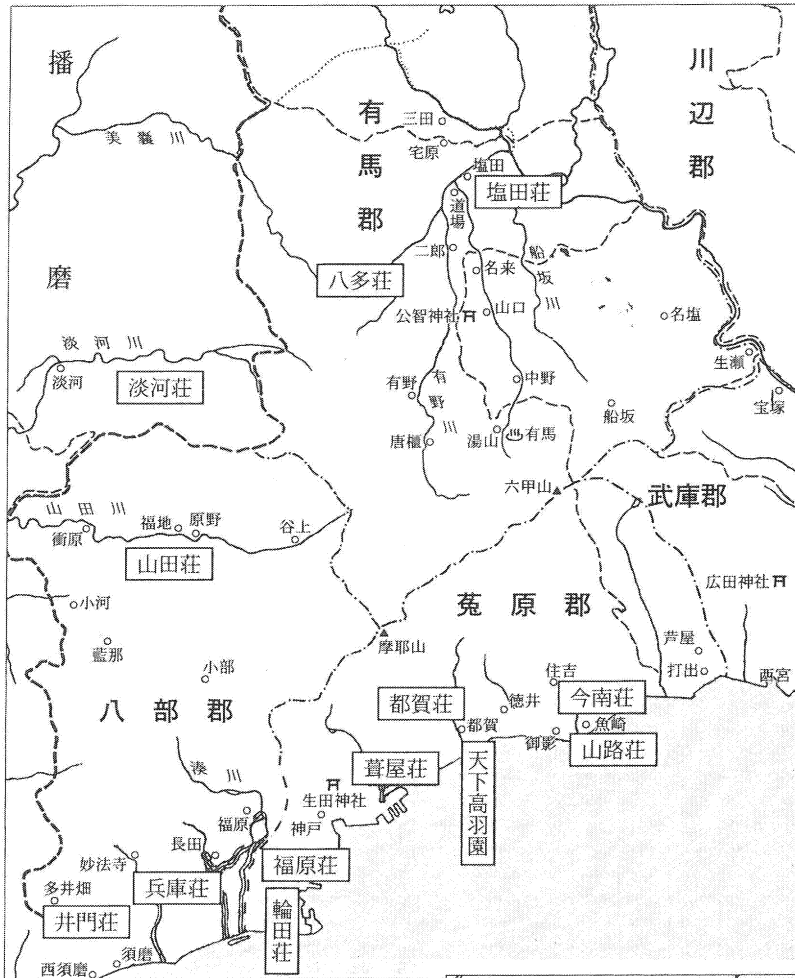
地侍・土豪が地域の秩序をにっていた。戦国時代を迎えても、この地域には大名は成長しなかった。

#### まとめ

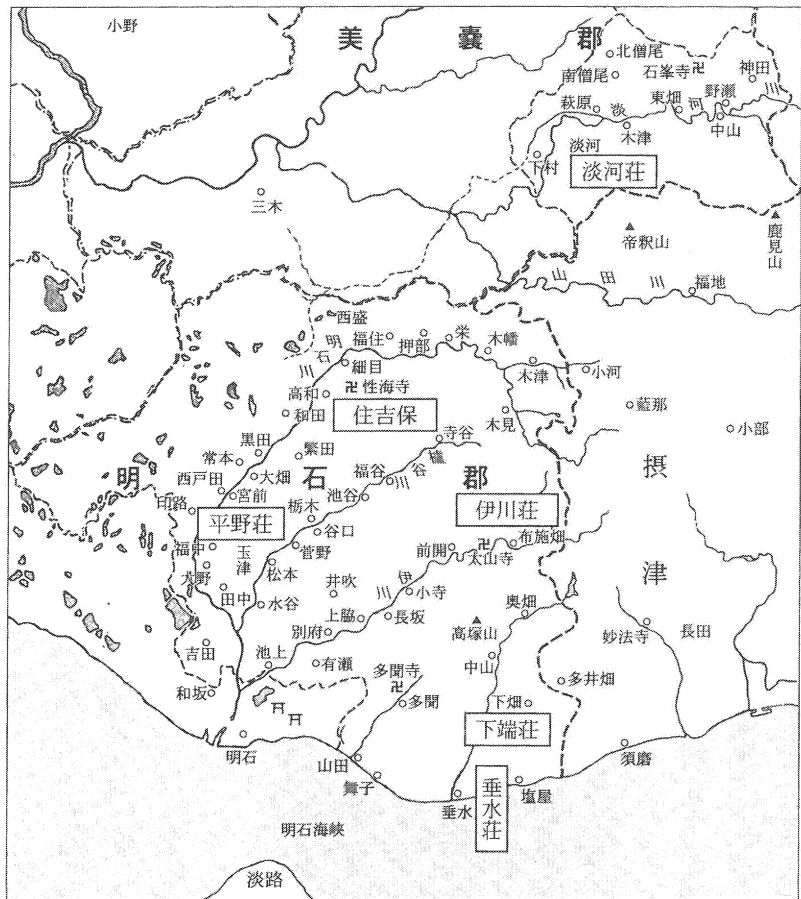
- ・ 15 世紀以前の史料－荘園領主である公家、寺社文書として残る。  
15 世紀以降の史料－地域（村）に残りはじめる。  
地域のあり方の変化が、史料の残り方を変える。
- ・ この地域に荘園の枠組みが近世まで残ったこと、「村」を基盤として荘園の担い手が生み出されたことが、この地域に有力な大名のような存在が育たなかったことにつながるのではないか？この点、この地域の中世の生産のあり方を踏まえ、今後研究が必要。

#### <参考文献>

- 『新修神戸市史』歴史編Ⅱ 古代・中世（神戸市、2010 年）
- 『地域社会と「源平合戦」』（岩田書院、2007 年）



地図1 神戸市域の荘園（摂津国）  
竹内理三編『荘園分布図』をもとに作成



地図1 神戸市域の荘園（播磨国）  
竹内理三編『荘園分布図』をもとに作成

□ で示した荘園の位置は正確な荘園の位置や大きさを表現するものではない。



地图 3





地图 4